



大阪労働局発表
平成29年11月30日

照会先 大阪労働局労働基準部監督課
代表電話 06(6949)6490

報道関係者 各位

近畿2府4県労働局が合同でトラック運送事業者を一斉監督指導

大阪労働局（局長 田畑 一雄）をはじめとする近畿2府4県の労働基準監督署は、本年9月に一斉に貨物自動車運送事業（トラック運送事業）のうち長時間労働が懸念される事業場等に対して実施した、長時間労働による過労運転防止のための法定労働条件の確保、改善基準（注1）の遵守等の監督指導（注2）の実施結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

なお、この一斉監督指導は、トラック運送事業を含む運輸業・郵便業が業種別で見た場合、脳・心臓疾患に係る労災補償の請求、決定及び支給件数とも最も高いという問題があることから行っています。

監督指導実施結果の概要（近畿2府4県）

	件数	違反率
監督指導実施事業場	142件	—
法違反事業場	119件	83.8%
改善基準違反事業場	98件	69.0%



主要な違反事項／違反率（近畿2府4県）

	労働基準法関係	違反率	安全衛生法関係	違反率	改善基準	違反率
1	労働時間	59.9%	特定健康診断	13.4%	最大拘束時間	56.3%
2	賃金台帳	31.0%	定期健康診断	6.3%	総拘束時間	43.7%
3	割増賃金	21.1%	安全委員会 衛生委員会	4.2%	休息期間	39.4%
4	労働条件明示	18.3%	安全衛生推進者	2.1%	連続運転時間	24.6%

今後の方針

労働基準法等に関する違反が高いため、今後とも監督指導を継続し、重大、悪質な事案については、司法処分を行います。

トラック運転者の長時間労働は、集荷・配達時間等の発注条件の制約が大きな要因となっているため、発注者に対して発注条件等での十分な配慮を行うよう引き続き要請していきます。（注3）

また、トラック運送事業者、荷主、労働団体、行政機関等から組織された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（注4）においても、トラック運送業の取引環境改善・長時間労働抑制に向けた環境整備を図ることとしています。

監督指導実施結果

1 法違反等事業場の状況

監督指導の実施件数は、142件で、このうち法違反が認められ、是正を指導した事業場は119件、法違反率は83.8%でした。

また、改善基準違反が認められ、改善を指導した事業場は98件、改善基準違反率は69.0%でした。

2 労働基準法の主要な違反事項

	違反事項		違反件数	違反率	違反の内容
労働時間・割増賃金関係	労働基準法第32条（労働時間）		85件	59.9%	◎時間外・休日労働協定を締結・届出せず、法定労働時間を超えて労働させているもの。 ◎時間外・休日労働協定で定めた限度時間を超えて労働させているもの。
	同法第37条（割増賃金）		30件	21.1%	◎法定時間外労働、深夜労働（原則、午後10時から午前5時）を行わせ、通常賃金の2割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。 ◎法定休日労働を行わせ、通常賃金の3割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。
	内訳（延べ件数）	時間外労働に対するもの	32件	22.5%	
		深夜業に対するもの	12件	8.5%	
		休日労働に対するもの	3件	2.1%	
労働条件明示等関係	労働基準法第15条（労働条件の明示）		26件	18.3%	◎雇入れ時に、賃金額、賃金支払方法等の法定事項を書面交付していないもの。
	同法第89条（就業規則の作成等）		19件	13.4%	◎常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。 ◎就業規則を変更しているのに、変更の届出をしていないもの。
その他	賃金台帳		44件	31.0%	◎賃金支払いの都度、遅滞なく、各労働者ごとに記入していないもの。 ◎賃金台帳に時間外労働、休日労働及び深夜労働の時間数等法定事項を記入していないこと。

3 労働安全衛生法の主要な違反事項

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
労働安全衛生法第11条（安全管理者）	1件	0.7%	◎常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（安全管理者・衛生管理者・産業医等）を選任していないもの。 ◎常時10人以上50人未満の労働者を使用しているのに法定の管理者（安全衛生推進者）を選任していないもの。 ◎常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の安全・衛生委員会等を設置していないもの。
同法第12条（衛生管理者）	2件	1.4%	
同法第12条の2（安全衛生推進者）	3件	2.1%	
同法第13条（産業医）	0件	0%	
第17・18条（安全・衛生委員会）	6件	4.2%	
同法第66条（定期健康診断）	9件	6.3%	◎常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。 ◎常時深夜業に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、特定健康診断を実施していないもの。
同法第66条（特定健康診断）	19件	13.4%	

4 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の主要な違反事項（資料参照）

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
総拘束時間に関する違反	62件	43.7%	◎1カ月の拘束時間の限度を超えているもの。 ※拘束時間：労働時間と休憩時間の合計
最大拘束時間に関する違反	80件	56.3%	◎1日の拘束時間の限度を超えているもの。
休息期間に関する違反	56件	39.4%	◎1日の休憩時間を継続8時間以上与えていないもの。
最大運転時間に関する違反	22件	15.5%	◎1日の運転時間が2日平均で9時間を超えているもの ◎1週間の運転時間が2週間ごとの平均で44時間を超えているもの
連続運転時間に関する違反	35件	24.6%	◎運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩を確保していないもの。
休日労働に関する違反	4件	2.8%	◎法定休日労働を2週に1回を超えて行わせているもの。

（参考）平成26年度乃至同28年度の実施結果

	監督実施事業場	法違反事業場	改善基準違反事業場
平成26年度	158	129(81.6%)	84(53.2%)
平成27年度	159	122(76.7%)	78(49.1%)
平成28年度	144	105(72.9%)	86(59.7%)

（注釈）

注1 改善基準とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（資料参照）を指します。

注2 監督指導とは、賃金の支払いや労働時間管理等が適法に行われているか、職場の設備等が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が立ち入り検査することをいいます。労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や関係書類の検査等の権限が与えられています。

また、監督指導は、事業場の現状を的確に把握するため、原則として予告することなく実施しています。監督指導の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告し、是正を図るよう行政指導を行います。労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

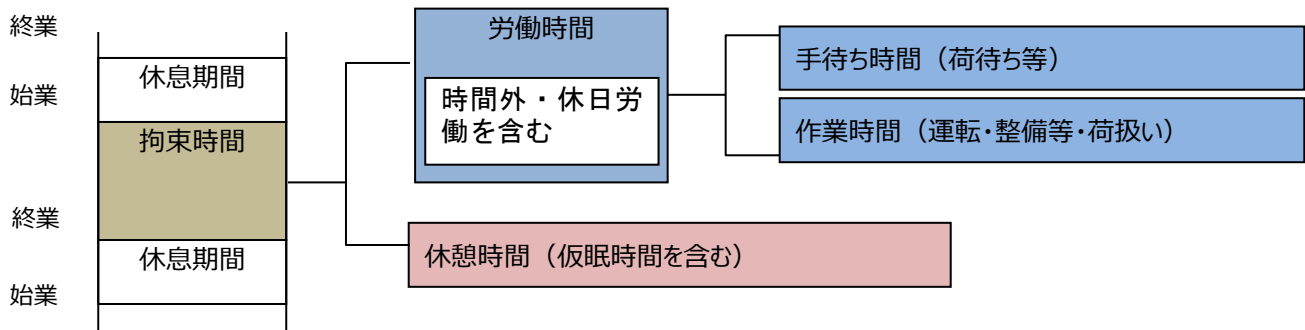
注3 近畿運輸局及び大阪労働局を始めとする近畿2府4県各労働局は、平成18年度からトラック運送事業者における過労運転防止及び荷役作業による労働災害の防止のため、発注条件等への配慮について、トラック運送業務を発注する荷主関係団体に対する協力要請を行っており、本年度につきましては、平成29年11月20日に実施しました。

注4 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金（50%以上）についての適用猶予を廃止するという労働基準法の改正が予定されており、特に労働時間の長いトラック運送事業における対策が必要であるとの問題意識から、平成27年度に設置されたもの。同30年度までの4年間活動を行う予定。厚生労働省及び国土交通省に「中央協議会」、都道府県労働局及び地方運輸局又は地方運輸支局が「地方協議会」の事務局となっており、今年度の大阪府地方協議会は6月26日及び10月12日に開催しました。

改善基準告示の概要(トラック運転者)

資料

区 分	主な内容
総拘束時間	1か月 293時間以内 (労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で1か月320時間まで延長可)
最大拘束時間	1日 原則13時間以内 延長する場合でも 最大16時間以内(15時間超えは1週2回まで)
休 息 期 間	1日の休息期間は、継続8時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように)
最大運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等確保 (分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上)
特 例	①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間(原則として2週間から4週間程度)における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。 ②2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可(ただし、車輦内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。 ③隔日勤務の特例 業務の必要上やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。 ④フェリー乗船 トラック運転者のフェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱います。



拘束時間：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。

休息期間：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。

監督指導事例

事例1

改善基準告示を上回る拘束時間を超え、かつ、36協定で定める延長時間の限度を超えて自動車運転者に時間外労働を行わせたもの。

監督署において把握した事実と監督署の指導

改善基準告示で定める自動車運転者の総拘束時間限度（月293時間）を超え329時間27分の拘束時間が認められ、その結果、36協定で定める上限時間を超え、最大124時間の時間外労働を行わせていた。

その他、最大拘束時間、休息期間、連続運転時間に関する違反を認めた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②改善基準告示違反を是正勧告
- ③長時間労働抑制及び過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

事例2

出来高制により支払われていた賃金が大阪府最低賃金を下回ることにより、法定の割増賃金が支払われていなかったもの。

監督署において把握した事実と監督署の指導

運賃収入に応じた出来高給を支払っているものの、労働時間に対する賃金単価が、大阪府最低賃金を下回っており、これを算定基礎とした時間外労働・深夜労働に対する割増賃金も法定計算額を下回っていた。

監督署の対応

- ①最低賃金法第4条（最低賃金未満）違反を是正勧告
- ②労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告

事例3

労働条件明示を行わず、36協定や就業規則の変更の届出を行っていないもの。

監督署において把握した事実と監督署の指導

30名の労働者を使用しているものの、採用時に労働条件明示書面を交付せず、また、就業規則の変更や36協定を労働基準監督署に届け出ないまま、時間外労働を行わせていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第15条(労働条件の明示)違反を是正勧告
- ②労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ③労働基準法第89条(就業規則届出義務)違反を是正勧告

事例4

安全衛生体制を確立せず、特定業務従事者(深夜業を含む業務)に対する健康診断や有所見者に対する医師等からの意見聴取を行っていないもの。

監督署において把握した事実と監督署の指導

1 常時50人以上の労働者を使用しているものの、安全管理者、衛生管理が選任されておらず、安全委員会・衛生委員会の委員も法定要件を充足していなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第11・12条(安全管理者・衛生管理者の選任)違反を是正勧告
- ②労働安全衛生法第17・18条(安全委員会・衛生委員会の委員)違反を是正勧告

2 深夜乗務を行う自動車運転者について、6か月以内毎の健康診断が実施されていなかった。また、健康診断の結果が有所見である労働者についての医師からの意見聴取を実施していなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第66条(特定業務従事者の健康診断)違反を是正勧告
- ②労働安全衛生法第66条の4(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)違反を是正勧告